平成２３年１月２６日　　第１９号
北海道教育庁学校教育局
参事（生徒指導・学校安全）
平成22年度生徒指導資料

生徒指導提要を読む

第６章　生徒指導の進め方
第６節　校内規律に関する指導の基本（生徒指導提要Ｐ１４５～Ｐ１４７）

１　規範意識の醸成に関する指導について

（１）規範意識を育むことの必要性

○　生徒指導をめぐる多様な問題状況を受けて、幼稚園・小学校・中学校・高等学校すべての学校種を通しての規範意識の醸成をめざす生徒指導体制の在り方と児童生徒の実態に即した実践可能な方策を構築していくことが、どの学校においても必要不可欠な課題となっています。

○　これからの生徒指導では、規範意識を育む指導及び校内規律に関する指導を児童生徒の発達の段階に即しながら意図的計画的に推進していくことが求められています。

（２）規範意識の醸成に関する生徒指導体制

○　規範意識の醸成や校内規律に関する指導においては、学級担任・ホームルーム担任だけでなく、全教職員の共通理解・共通行動に基づく協力体制の整備とともに、外部の専門機関と連携した生徒指導体制の確立が求められています。

○　各学校種における児童生徒の発達の段階と実態に即した指導基準を明確にし、児童生徒及び保護者などに、入学後の早い段階に生徒指導の指導基準や校則などの周知徹底を図ることが重要です。

２　校内規律に関する学校の指導

校内規律に関する指導においては、児童生徒の発達の段階に応じて、自らの意志ではなく保護者や教員などからの指導助言によって規範を守り行動することから、自ら規範に従って行動することへと規範意識の醸成を図り、はぐくんでいくことが大切です。

（１）小学校における指導の在り方

○　小学校では、学級担任が児童の学校生活のほとんどの場面にかかわることから、児童理解の充実を図っていくことが生徒指導上の要点となります。

○　学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互補完し合い学校全体としての生徒指導となっていることが重要です。

○　児童の規範意識の醸成は、家庭におけるしつけが核となります。しかしながら、それを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を学校は担っています。

○　１年生では入学してくる幼稚園や保育所との連携を、６年生では進学先の中学校との連携を図り、規範意識の醸成に努めることが重要です。

（２）中学校における指導の在り方

○　中学校では、中学生の特徴と思春期の理解を基本とし、「個の育成」と規範意識の向上のために「集団の育成」の観点を踏まえた取組が必要です。

○　学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場であるという共通認識に立ち、学習環境の整備や学校内の規律の維持に取り組むことが必要です。そのためには、教職員の共通理解の下、一貫性のある指導に日々当たるとともに、生徒個々が規則を守ることの必要性を考える機会をつくることも大切です。

○　家庭に対しても情報を発信し、家庭と学校が生徒に社会的ルールや責任を身に付けさせることを共通の目的として取り組むことも必要です。

（３）高等学校における指導の在り方

○　高等学校では、日常的に「社会で許されない行為は、学校でも許されない」といった毅然とした指導方針を示すことが必要です。

○　喫煙は「未成年者喫煙禁止法」に違反していること、万引きは刑法では「窃盗罪」に当たることなど、生徒の問題行動と関係法規との関係を明確にし、生徒に対して「社会の一員」としての責任と義務を指導していくことが重要です。

○　校則について、生徒会活動などの特別活動をはじめとするあらゆる教育活動において考えさせたり、討議させたりするなど自律性を高める工夫も重要です。

※生徒指導提要は、平成２２年３月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。